

入 札 説 明 書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、長野県財務規則（昭和42年規則第2号。以下「規則」という。）、本件調達に係る入札公告（以下「入札公告等」という。）に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものです。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり

2 競争参加者に必要な資格

(1) 次のいずれにも該当する者であることとする。

ア 政令第167条の4第1項又は規則第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

イ 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

ウ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

エ 過去5年以内に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務を契約し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札及び開札

(1) 競争参加者は、別添の仕様書、委託契約書(案)及び本説明書（以下「仕様書等」という。）を熟覧し、承諾の上で入札しなければならない。この場合において、疑義がある場合は、別記5・6に掲げる者に説明を求めることができる（入札に関する事項については別記5の者、仕様書等業務内容に関する事項については別記6の者。）。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 競争参加者は、①別紙様式1による入札書、②別添様式による設計書、③別紙様式2による同種業務実績調書を郵送により提出すること。封筒の表面には「日本遺産委託業務入札書」と明記すること。

(3) (2)に示す同種業務実績調書（別紙様式2）は、過去5年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務を契約し、誠実に履行した実績を記し、それを証する契約書、請書等の写しを添付すること。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札書の提出先及び提出期限は、別記2のとおりとし、所定の日時まで提出先に到達しなかったものは、当該入札はなかったものとする。

(5) 競争参加者は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(6) 競争参加者は、その提出した入札書の引き替え、変更又は取り消しをすることができない。

(7) 競争参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において、求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

- (8) 予算執行者は、次の各号の一に該当する場合は、当該入札を延期、若しくは取りやめることがある。
- ア 競争参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるとき。
 - イ 入札公告等に不備があり、競争参加者の公正な入札が行われないと認められるとき。
 - ウ 入札等の執行に際して、天変地変、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (9) 競争参加者の入札金額は、調達役務に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、競争参加者は、消費税に係る課税事業者であるのか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 開札の日時は、別記2のとおり
- (11) 入札は3回までとする。開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をする。なお、入札回数は、3回を限度とする。第3回目の入札を行っても落札者がいない場合は、第3回目の最低入札者と政令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は3回を限度とする。

4 入札保証金

- (1) 競争参加者は、入札公告等において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、入札書の提出期限までに入札保証金を納付しなければならない。この場合の入札保証金は、見積もった契約金額の100分の10に相当する金額以上とする。ただし、次の各号の一に該当するときは、その納付を免除する。
- ア 競争参加者が保険会社との間に甲信縄文文化発信・活性化協議会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - イ 競争参加者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないおそれがないと予算執行者が認めたとき。
 - ウ イに掲げるもののほか、前号に準ずるものであつて、その者が契約を締結しないおそれがないと予算執行者が認めたとき。
- (2) 予算執行者は、競争参加者から提出された「同種業務実績調書」（別紙様式2）により入札保証金の納付免除の有無を審査し、結果を競争参加者に通知する。また、予算執行者が審査に必要なときは、資料等の提出を求める場合がある。
- (3) 競争参加者は、保険会社との間に甲信縄文文化発信・活性化協議会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を別記3に掲げる現金取扱員に提出しなければならない。
- (4) 競争入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金等は、速やかにこれを還付し、また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は当該競争入札に係る契約書を取りかわした後にこれを還付するものとする。
- (5) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、甲信縄文文化発信・活性化協議会に帰属するものとする。
- (6) 入札保証金には、利子を付さないものとする。

5 無効の入札書

入札書で次の各号の一つに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 一般競争入札の場合において公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札人が協定して入札した入札書
- (4) 業務名及び入札金額のない入札書
- (5) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 業務名に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について訂正印の押していない入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が入札金額の100分の10に達しない場合の当該入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、予算執行者が別に定める日、場所において当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (5) 落札者を決定したときは、その日から起算して10日以内に、落札者を決定したことを、落札者とされなかった入札者に口答又は電話により通知するものとする。
- (6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

- (1) 落札者は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、契約保証金を免除する。

なお、履行保証保険契約の場合で、本契約を締結しなければ保険契約の締結ができない場合には、保険契約締結後、直ちにその保険証券を寄託するものとする。

ア 落札者が保険会社との間に甲信縄文文化発信・活性化協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保証保険契約書を提出したとき。

イ 落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。

ウ 契約金が100万円未満であり、かつ、落札者が契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。
- (2) 落札者が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、甲信縄文文化発信・活性化協議会に帰属するものとする。
- (3) 落札者が納付した契約保証金等は、契約に基づく履行が完了したとき、又は、返還する事由が生じ

たときは、これを還付するものとする。

(4) 契約保証金には、利子を付さないものとする。

8 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から起算して10日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取りかわしをするものとする。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）のとおり

10 その他必要な事項

(1) 予算執行者の所属する部局の名称及び所在地は、別記3のとおり

(2) 競争参加者若しくは契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争参加者若しくは当該契約の相手方が負担するものとする。

<別 記>

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」魅力発信推進事業
- (2) 業務の内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和2年3月30日（月）まで

2 入札書の提出期限

令和2年2月4日（火） 午後5時まで（必着）

3 入札に係る書類等の提出先

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課内 甲信縄文文化発信・活性化協議会事務局

電話 026-235-7441 FAX 026-235-7493

担当者氏名 石丸敦史

4 開札日

令和2年2月5日（水）

5 入札に関しての照会先

上記3と同じ

6 業務内容に関しての照会先

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目 6-1

山梨県教育庁学術文化財課内 甲信縄文文化発信・活性化協議会事務局

電話 055-223-1791 FAX 055-223-1793

担当 石神孝子